

奈良・平安時代の畠制度

泉 谷 康 夫

【要約】 本稿は、奈良時代から平安時代にかけての畠の制度的変遷を明らかにしたものである。従来の見解によると、畠に対する直接的取取が行われるようになるのは十・十一世紀以降であるという。しかしそれは誤りで、陸田即ち雑穀類を栽培した畠からはすでに七一九年（養老三年）より地子が徴取されていた。十世紀以降になると、他の畠からも地子が徴取されるようになる。又、従来の諸研究では、畠に対する私有権の変化が指摘されることは殆んどなかつた。しかし、重大な変化が認められる。即ち、律令制下で畠は私有が認められていたが、その私有権は強大な國家公権下において認められたものだつた。ところが、十一世紀以降になるとこの國家公権は消滅するのである。本稿は考察の範圍を畠の制度的側面に限定したが、斯かる制度的側面を無視して、我國における封建的土地所有の成立を論じることが出来ないと考えられる。

は し が き

私は、本稿で、奈良時代から平安時代にかけての畠の制度的側面を明らかにしてゆきたいと考える。当時の土地制度についての研究は極めて多いが、それらの殆んどすべては田制について述べたものであり、畠については田地との

関係において若干触れられるに止まり、従来の諸研究では、

畠だけが単独にとりあげられ、その制度が一貫して究明されることはなかつた。従つて、まだ充分に究明されていない点が残つていると考えられるのである。

周知の如く、畠は律令制下において原則として私有が認められていた。しかしこの私有権は現在用いられている如き意味での私有権とは異なるものだつた。石母田正氏や島田次郎氏は、強大な國家公権の下において認められた私有権

であるときれ、直木孝次郎氏は国家的所有（公有）下における私有権であるとされた。^②このような私有権は、律令制の崩壊に伴つて変質することが予想される。石母田氏は、十世紀以降の土地所有権はそれ以前の律令制的土地所有権と異り、本質的には封建的なものであるとされた。^③しかし氏の考えておられる如く、国家公権は庄園領主の領主権の中へ引き継がれ、従来の私有権は百姓名に対する権利の中へ引き継がれてゆくとすると、畠における取上面の変化はないと考えておられるから、畠の所有権に一体どのような本質的差異が生じたのか不明である。従つて、この点に關して、永原慶二氏により批判が加えられたのは当然といえる。永原氏によると、我国において畠に対する直接的取取が行われるようになるのは律令制が大きく崩壊をはじめ、十一世紀初頃からであり、それも最初は在家——住居と園地と人身の統一体系——という形でしか把握されず、鎌倉中期以降になつてはじめて地積別賦課の形態に入る。そうして、このような地積別賦課の発生は、律令制的土地所有制とは別の土地所有制即ち封建的土地所有制が進展するその途上における一現象であるといふ。^④永原氏は、我国におい

て畠に対する直接的取取が行われるようになる時期を十一世紀初とされたが、私見によるとそれは養老三年である。従つて、若し私見が認められるならば、永原氏の封建的土地所有成立の理論は再検討される必要があると考えられる。

石母田氏や永原氏の畠に対する見解は、我国封建制成立過程の研究の中において示されたものである。本稿は考察の範圍を畠の制度的側面に限定したが、斯かる両氏の説の批判から出発したものである。従つて、本稿で述べたことが、多少なりとも我国封建制成立史の研究を深めてゆくことに役立てば幸いだと思つてゐる。

① 石母田正氏「古代法と中世法」〔『中世的世界の形成』所収〕。島田次郎氏「私領の形成と鎌倉幕府法」〔『史学雑誌』六七ノ一〇〕。

② 直木孝次郎氏「律令時代における農民的土地所有について」〔『ヒストリア』八号〕。

③ 石母田正氏「中世的土地所有権の成立について」〔『古代末期政治史序説上』所収〕。

④ 永原慶二氏『日本封建制成立過程の研究』第二部、第五、「在家」の歴史的性格とその進化。

一 田令と陸田制度

律令制下の畠制度といつてもそれは固定したものはない。令文の解釈は時代の推移に伴つて変化することが予想される。この点は集解の各説及び義解説を検討することによつて容易に理解されよう。そればかりではない。大宝令と養老令は全く同文でないし、その令条も格式が出されることによつて度々修正を受けているのである。従つて我々は、種々の時点における畠制度の相違を明確に把握すると同時に、そこにみられる変化を正確にあとづける必要がある。そこで私は先ず、律令制下の一時点を捉えて、その時点における畠制度を明らかにすることから考察をはじめたいと思う。どの時点をとりあげてもよいが、最も史料の整つた時点をえらぶのが考察を進めてゆく上において便利なので、養老令とその官撰註釈書たる義解の存在する平安初頭をとりあげることにした。

我々が普通に畠という場合、その意味する内容は実に多様である。原始的な焼畑と進んだ形態の常畠、更にこれらは栽培植物の種類によつて菜園・桑畠・麻畠・麦畠等々に

分たれる。屋敷地も中世においては畠として扱われている。養老令においては、これら畠に相当する言葉として「園地」又は「園」・「宅地」がみえるが、「畠」の呼称は見当らない。しかしこのことは、律令の制定された時代に畠という言葉がなかつたことを示すものではない。^①しかるに養老令が園地・宅地という言葉を用いたのは、唐令の「園宅地」に拠つた結果と思われる。義解の説くところによると我国の令制では園地に桑榆を殖えることになつていたが、唐令の規定では永業田に桑榆棗等を殖えることになつていた。

そうして、園宅地は「並不入永業口分之限」とされ、桑榆棗等を殖える土地とはされていないのである。従つて、義解は、養老令の宅地を唐令の園宅地に、養老令の園地を唐令の永業田に比定したと考えられる。このような養老令条文の解釈が、養老令制定者の意思をそのまま伝えたものであるか否かは不明であるが、義解の成立した平安時代初頭にはこのような考え方が一般に存在していたのである。

畠作物は桑漆に限られず、雑穀類・菓蓏類・菜蔬類と多様であるが、右の如く園地作物が桑漆に限定されるとすると、他の作物はどこに栽培されたのであろうか。宅地は

「有_レ舍宅_二之地_一」^④であり、義解は唐令の園宅地に比定しながら、そこでの農耕を考えていない。もつとも、義解は園地に桑漆以外の作物を作することを禁止しているわけではない。従つて園地は雑穀類や菜蔬類も栽培する場所であるが、それについては自明のこととして触れなかつたのであるとの解釈も成りたつ。しかし義解は、園地班給の基準について、

謂、戸内之口、不_レ論_二多少_一、毎_レ人均給、何者、則_レ殖_二桑漆_一、必_レ於_二園地_一之_レ故、

と、田令桑漆条で戸口の多少によつて桑漆を殖えるべきことを定めたことに関連して論じているから、少くとも園地作物として桑漆が最も重視されていたことは肯定されるであろう。そこで参考までに園地に対する他の註釈をみることにしよう。釈説は、鄭玄注周礼を引き、

樹_二菓_一蔬_二曰_レ圃、園_二其_一樊也、

と述べている。即ち、後の史料にしばしばみえる垣内の如きものと考えているようである。垣内に栽培される作物は菓蔬類ばかりでなく、菜蔬類の場合も雑穀類の場合もある。しかし、鄭玄注周礼を引用した結果とはいえ釈説が園地作

物を菓蔬類に限定したのは、義解において桑漆が重視されたのと規を一にする^⑦。このような註釈が生じたのは、当時の明法家が、雑穀類を栽培する土地として格等にしばしば現れる陸田と令文中の園地を区別して考えていたからである、としなければならぬだろう。従つて我々は、畠の考察に際して園地と陸田を一応区別して取扱わなければならないのである。

陸田の制度について令の条文には何の規定もない。これは令外の制度として格式によつて定められたものだからである。陸田に関する最初の法令は、靈龜元年十月七日付の次の如き詔である。

詔曰、國家隆泰、要在_レ富_レ民、_レ々_レ之本務從_二貨食_一、故男勸_二耕耘_一、女惰_二緝織_一、家有_二衣食之足_一、人生_二廉恥之心_一、刑錯之俗爰興、太平之風可_レ致、凡_レ諸吏民豈_レ不_レ勗_レ歟、然今諸國百姓未_レ足_二產_レ術_一、唯_レ趨_二水_レ沃_レ之_レ種_一、不_レ知_二陸田_一之_レ利_一、或_レ遭_二滂旱_一、更_レ無_レ入_レ奈_レ、秋稼若_レ罷多_レ致_二饑饉_一、此乃非_二唯_レ百姓懈_レ忘_レ業_一、固由_二國司不_レ存_二教導_一、宜_レ令_二百姓_一兼_レ種_二麥禾_一、男夫一人二段、凡粟之為_レ物支_レ久不_レ敗、於_レ諸穀中、最是_レ精好、宜_レ以_二此_レ狀_一遍告_二天下_一、_レ力_レ耕種莫_レ失_二時_レ候_一、自_レ余_レ雜_レ穀_レ任_レ力_レ課_レ之_一、若_レ百姓輸_レ粟_レ轉_レ輸_レ者聽_レ之_一、^⑧

この年に男夫一人陸田二段の耕種を命じたのであるが、これは班田制における授田面積と同じである。女子については、何の規定もみえないところをみると、耕種の義務を免がれていたものと思われる。男夫だけを対象としたものであつたとしても、一人二段という面積は、陸田が政府によつて如何に重要視され制度化されたかを物語つてゐる。

右の如く陸田の制度は靈龜元年にはじまるが、養老三年九月に至り次の如く改正された。

詔、給_二天下民戸、陸田一町以上廿町以下、輪_二地子_一段粟三升也^⑧、

陸田は水田と同様に班給されて地子を輸すことになり、その制度はここに確立するに至るのである。養老三年は郷里制が施行されていた時なので、右の詔文中にみえる民戸が郷戸を指すと考えるか房戸を指すと考えるかによつて多少詔文の意味する内容は變つてくるが、関連する史料の見当らない現在、郷戸であるとも房戸であるとも断定することは出来ない。それはともかくとして、養老三年の主要な改正点は、（一）従米の人別基準を止めて戸別にしたこと、（二）陸田を輪地子田にしたことに求められよう。

第一の改正点には当然陸田の再配分——陸田の収公と班給——が付随する。もつとも、陸田の再配分といつてもその収公がどの程度行われたか明らかでないし、戸別というものの上以上に詳しい班給の基準も明らかでない。班田制における水田の場合に照して従来の耕作関係が重視されたであろうと一応考えられるが、それとても詔文中の民戸が房戸を指すとすればかなりの変動が予想されるから、簡単にいい切れない。ともあれ陸田の再配分が試みられたことは、その私有が国家権力によつて大きな制約を受けていたことを示すもので、注目すべきである。

次に第二の改正点について考えることにしよう。陸田より地子を徴取するのはこの時にはじまつたと考えられる。生産力の低い陸田のことであるから当然であるが、段別粟三升という地子は水田に比べてその絶対量は著しく少ない^⑨。しかし、少量であるとはいへ地子を徴取してそれを財政に宛てる以上、作付面積・作物の種類・収穫の多寡は政府にとつて重大な関心事だつたに違いない。そこで養老七年には次の如き太政官符が出されるに至るのである。

太政官符

畿内七道諸国耕種大小麦二事

右麦之為_レ用在_レ人尤切、救_レ乏之要莫_レ過_レ於此、是以藤原宮御宇、太上天皇之世、割_レ取官物播種天下、比年以來、多虧_レ耕種、至於飢饉、艱辛良深、非_レ独百姓懈緩、实亦国郡罪過、自今以後、催_レ勸百姓勿_レ令失時、其耕種町段、收獲多少、每_レ年具録、附_レ計帳使_レ申上、

養老七年八月廿八日^⑩

即ち、政府は雜穀中で最も收穫量の多い麦の栽培を奨励し、その作付面積・收穫の多少等を詳細に報告させることにしたのである。この官符がその後も守られ、報告書が麦帳と称せられていたことは、天平六年出雲国計会帳の天平五年八月十九日進上公文老拾捌卷參紙の中に、大帳・郷戸課丁帳・括出帳等と共に「麦帳一卷」の記載のみえることによつて知ることが出来る。^⑪

陸田は養老三年に班給されたが、その後における収授の事実が見当らぬから、永年の私有権が認められていたと考えられる。しかるに、天平元年に至り、その一部に改変が加えられることになつた。即ち、続日本紀天平元年十一月癸巳条には、

太政官奏（中略）阿波国山背国陸田者不問高下、皆悉還_レ公

即給_レ当土百姓、但在_レ山背国三位已上陸田者、具録町段、附_レ使上奏、以外辰收、開_レ荒為熟、兩國並聽、其勅賜及功者、不_レ入_レ還取之限、並許_レ之、

とみえており、これが延喜民部式の

凡山城・阿波兩國班田者、陸田水田相交授之、

という規定に引き継がれていつたことは周知のところである。山城国における陸田収授の様子は、山城国葛野郡班田^⑫と元慶四年の班山城国田使解^⑬からかなり具体的にかがうことが出来る。阿波国においても陸田が口分田として班給されていたことは、承和十一年十月十一日付阿波国牒^⑭に

一、新嶋地老拾町參段老佰陸拾歩

右圃、以去承和七年可返入寺之状、被言上矣、但校田目録申

官之後解文也、即盛班百姓口分、来年可班改、然後可徵地子、

一、大豆津圃參町貳段

右地、未改口分之間、同右件、以來年可勘地子、

とみえることによつて知ることが出来る。兩國において陸田はずべて収公されたが、そのすべてが百姓に班給されたわけではない。例えば、元慶四年の班山城国田使解によると、土人の反対によつて使者は当初の予定より陸田の班給面積を減らし水田を増そうとしているが、斯かる場合には

当然百姓に班給しない陸田が生じたはずである。これら百姓に班給されなかつた陸田は乗陸田と称されたようである。

乗陸田の記載のみえる史料は管見の限りでは五例であり、^⑧

いずれも山城国関係のものである。このことは、乗陸田が陸田収授の結果生じたものであることをよく示している。

乗陸田の取扱いを示す史料は見当たらないが、乗陸田という呼称が示す如く、乗田と同様に地子田として賃租に出されていたと考えて誤りなからう。そうしてこのことは、他の諸国において、平安時代に入つても引き続き、陸田より地子が徴取されていたことの有力な傍証となるであらう。

右にみた如く、山城・阿波両国では、天平元年以降において陸田の永年の私有権が停止され有期的私有権しか認められなくなつたが、他の諸国では引き続き永年の私有権が認められ、地子田として扱われていたと考えられるのである。ところで、斯かる陸田の制度が成立したのは何故だろうか。陸田制度の端緒は靈龜元年の詔にあるが、それが制度として確立したのは養老三年以降のことである。養老年間といえ、班田制の矛盾がようやく顕著に現れはじめ、政府は六年に地方官に対して良田百万町歩の開墾を命じ、^⑨

翌七年には三世一身法を發布するなど、その対策に苦慮していた時である。陸田制度の確立という事態は斯かる墾田政策の実施と無関係ではありえない。墾田政策は従来水田の不足に対処するためのものであつたとされてきたが、最近ではこれに対して疑問がなげかけられ、国家財政の補填と班田農民の分解を阻止することにその主要な目的があつたとの主張がなされるに至つている。^⑩ そのいずれにせよ、墾田政策の原因としてあげられているものは陸田に対する政策の場合にもあてはまる。陸田制度が水田の不足を補う目的でつくられたことは、天平元年以降において山城・阿波両国が水田と陸田の交授を行つたのに最もよく示されている。陸田が地子田とされたことは国家財政をうるほすことに役立つたであらう。又、陸田に関する法令ではいずれも備荒が強調されており、若し政府の期待通りに陸田政策が遂行されれば班田農民の分解はかなりの程度阻止されたであらう。

このように陸田制度は班田制のゆきづまりを打開しようとして生れたものであり、それだけに、律令制が一般的に弛緩しつつあつた当時において、その厳正な実施は当初よ

り困難だつたと思われる。天平神護二年には、次の如き格を出して麦の播種を強制しなければならなかつた。

大納言正三位吉備朝臣真吉備宣、奉勅、麦者雜_レ絶_レ救_レ乏、穀之尤良、宜_レ令_二天下諸國_一勸_二課百姓_一種大小麥、即勸_二國郡司格勤者各一人專_二當其事_一、其專_二當人名附_一朝集使_二申上_一、

平安時代に入つても陸田制度は守られず、政府は弘仁十一年に再び太政官符を出し、麦播種の時期を八月以降と定めると共に、天平神護二年の格を厳守するように命じなければならなかつた。^②更に承和六年には、国司介以上を責任者とし、国内を巡検して蕎麦を播種するよう農民に勸課することを命じた。^③介以上を専当としたことは、政府が如何に陸田政策を重視していたかを物語るものである。介以上といえは大国でさえ定員二名で中国以下は一名であり、権官を入れてもその人数は極めて限られる。従つてその負担が過重だつたせいであろうか、翌七年には豫以上に改められると共に、作物も蕎麦ばかりでなく「黍・稷・藿・麥・大小豆及胡麻之類」にまで拡大された。^④斯かる度々の法令発布や、当時における青田売りの盛行は、^⑤陸田制度が政府の期待通りに運営されなかつたことを示している。

以上、陸田制度を詳細にあとづけてきたのであるが、斯かる制度が成立していたからこそ、養老令の註釈に際し、義解は園地を雜穀栽培の場所と見做さなかつたのである。要するに、平安初頭において、畠は制度上二種に區別して扱われていたのである。即ち、一つは菓蔬類・菜蔬類等の栽培された直接的取取の行われない畠であり、一つは雜穀

類を栽培した地子を徴取される畠即ち陸田である。なお誤解が生じないように言つておかなくてはならないが、このように言つても当時の取取は現作田だけを対象とするものであり、しかも当時の耕地は極めて不安定だつたと考えられるから、実際においては両者の區別はそれ程明確だつたと思われぬ。従つて、両者の混同が實際上の取扱ひにおいてみられたとしても、それによつて、畠が制度上二種に區別されて扱われていたことを否定することには決してならないのである。

私は、平安初頭における畠の制度を明らかにする目的で陸田制度成立發展の過程をあとづけてきたのであるが、陸田制度は大宝令の修正規定として生れたものである。従つて本来からいへば、陸田制度の成立は大宝令との関連にお

いて論じるべきであつた。しかし、畠と関係のある条文が大宝令中に如何なる形で入つていたかについて不明な点が多いため、大宝令とは一応無関係に墾田制度成立発展の過程をあとづけたのである。

大宝令中に園地条と賃租条のあつたことは、養老令同条に対する集解註釈中に古記のみえることによつて確かめられ、周知のところである。園地条は養老令と同文だつたとされているが、賃租条は少し異り、養老令において「園任賃租及売」とみえる部分が「園任売」となつていたのであるまいかとされている^⑤。しかし、両令の賃租条に斯かる相違があつたとしても、それは字句の修正に止まつたと見做すべきで、養老令制定の際に条文そのものの改正まで意図したのではなかつたと思われるから、その相違にこだわる必要はないと考えられる。これに対して、桑漆条・宅地条等は養老令同条に対する集解註釈中に古記の記載がみえないため、大宝令中における存否が明らかでない。しかし、桑漆条の有無はここではさして重要でない。従つてこれについて検討を加える必要はない。ただ大宝令施行当時において桑漆が園地に栽培されていたことさえ確かめられれば

充分である。ところが、集解戸令応分条所引古記には、

問、未知、位田、賜田、功田、新墾田、園圃、桑漆等、若為
 処分、答、法主命、随宜処分、不同財物^⑥

と見え、園圃と桑漆の区別されていることが知られる。これは園地に対する古記の註釈

若種^⑦、菴実^⑧、則曰園、々蕃也、種^⑨、菓於園外^⑩、為蕃、

に相応するものであろう。従つて、園地と桑漆の区別があつたとしても、園地に桑漆が殖えられていたと考えてよいように思われる。

大宝令宅地条については、坂本太郎氏の次の如き見解がみられる。即ち氏は、養老令に宅地班給の規定のみえないことから「或は我が令の園地の語には宅地をも含ましめてあるのではなからうか」とし、養老令に宅地条の存在することについて「強ひて立入つた推測を廻らせば或は養老改修の際の無用なる挿入ではなからうかとせられないこともなからう」と述べ、大宝令宅地条の存在を暗に否定された^⑪。大宝令宅地条が存在しなかつたことを示す決定的な史料は見当たらないが、私は氏の見解を妥当なものとして受け容れたい。従つて、大宝令の園地条・賃租条で、

凡給園地者、隨地多少均給、若絶戸還公、
凡貸租田者、各限一年、園任売、皆須經所部官司、申牒、
然後聽、

と規定された園地は、宅地もその中に含み、菓蓴類や菜蔬類はもとより雜穀類をも栽培する土地だつたと考へるのである。ところが、養老三年以降は、斯かる園地の中の雜穀類を栽培する土地だけが特に區別されて取扱われるようになったのである。即ち陸田制度が成立することになつたのである。

① 日本書紀卷十五、仁賢五年紀には

韓白水郎曠韓白水郎曠、此云何羅摩、曠、耕田之也。

とみえるから、我國における畠の用例はかなり古くまで遡ることが出来るのである。

② 唐令は、仁井田陞氏『唐令拾遺』及び虎尾俊哉氏『班田收授法の研究』所収の付録「田令对照表」によつた。

③ 作物の分類法は「倭名類聚抄」によつた。尚、作物の種類については古島敏雄氏『日本農業技術史(上)』が詳しい。参照されたい。

④ 令義解、田令宅地条の註釈。

⑤ 令義解、田令園地条の註釈。

⑥ 令集解、田令園地条の註釈。

⑦ 園地に対しては他に古記の註釈がみえるが(令集解、田令園地条)、周知の通り古記は奈良時代の大宝令に対する註釈なので

でここではとりあげなかつた。

⑧ 類聚三代格卷八、農桑事。

⑨ 続日本紀卷八、養老三年九月丁丑条。廿二

⑩ 下総國葛飾郡大嶋郷養老五年戸籍をみると、房戸中の課口(兵士・正丁・少丁・次丁・老丁)数が一口・二口というのは決して少くない。これに不課口の男(有位者・廢疾・小子・緑子)を加えてもなお五口に満たない房戸もある。若し詔文中の民戸が房戸を指すとする、最低授田面積は一町であるから、斯かる男子の少い房戸では靈龜元年の規定面積より著しく広い面積の陸田を班給されたことになる。しかし郷戸を指すと考へると戸口数は三倍近く増えるから、靈龜の制度でも郷戸は最低一町程度の陸田は耕種する義務があつたのであり、養老三年における耕種面積の大きな変化は考へられなくなる。

⑪ 粟と稲の換算比率は、賦役令義倉条によると粟一斗が稲二斗である。稲を粳と解すると、粟一斗は稲二束となる。従つて、粟三升は稲に換算すると六把である。延喜主税式の規定によると粟二斗が稲三束である。従つて、粟三升は稲に換算すると四把半である。いずれの換算比率をとるにせよ、これは獲稲の五分の一として計算した上田一〇束・中田八束・下田六束の水田地子に比べて問題にならない少量であるばかりでなく、田租——改正租法の一束五把——に比べても少く、その三分の一程度である。

⑫ 類聚三代格卷八、農桑事。

⑬ 寧楽遺文(上卷)、三二八頁上段。

⑭ この班田図については宮本教氏の論考があり、その内容が詳

細に紹介されている（『山城国葛野郡班田園について』、『続日本紀研究』六ノ三）。氏はこの班田園の作成年代を天長五年と推定しておられる。

⑮ 三代実録、元慶四年三月十六日条。

⑯ 平安遺文、七五号文書。

⑰ 陸田の記載のみえる史料を列挙すると次の如くである。

(イ) 山城国葛野郡班田園。

(ロ) 続日本後紀、承和三年十一月丁卯条。

(ハ) 続日本後紀、承和八年十一月癸丑条。

(ニ) 貞觀五年十二月十三日付貞觀寺昌相博状案（平安遺文、一四一号文書）。

(ホ) 三代実録、貞觀十二年十二月十三日条。

⑱ 養老六年の良田百万町歩開墾計画は、口分田の不足に対処するための水田開発事業と考えられてきたが、村尾次郎氏はこの時の奏文を検討することによって、陸奥出羽両国の陸田開発を計画したものであるという有力な反論を提出された（村尾氏『律令財政史の研究』第五章）。この村尾氏の説については賛否両論があり、いずれとも決し難いが、本稿にとつてそれ程重要な問題でないので、一応従来の通説に従つた。

⑲ 羽田稔氏「三世一身法について——奈良朝の墾田策——」（『ヒストリア』三〇号）。

⑳ 弘仁十一年七月九日付太政官符所引天平神護二年九月十五日格（類聚三付格卷八、農桑事）。

㉑ 弘仁十一年七月九日付太政官符（類聚三代格卷八、農桑事）。

㉒ 承和六年七月二十一日付太政官符（類聚三代格卷八、農桑事）。

㉓ 承和七年五月二日付太政官符（類聚三代格卷八、農桑事）。

㉔ 当時は青田売りが盛んに行われていたらしく、天平勝宝三年、大同三年と禁令が出され、弘仁二年に一度これが承認されたが、弘仁十年に至り再び禁止され、承和六年にも重ねて禁令が出されている（類聚三代格卷十九、禁制事、弘仁十年六月二日付太政官符。日本後紀、弘仁二年四月丁丑条。続日本後紀、承和六年十月丙辰条）。そうしてこの禁令は、延喜禪正式の

凡禁「断刈大小麦青苗、為馬草、売買并桑棗等鞍橋、に引き継がれていつた。青田売りの原因は「計其所得、倍於取實」（日本後紀、弘仁二年四月丁丑条）ということにあつたが、陸田が地子田であつたことを考慮すると、一層よくその理由が理解されよう。けだし、青田のうちに対れば地子徴取の対象とはならなかつたと考えられるからである。

㉕ 仁井田陞氏「支那日本の土地私有制（三）」（『国家学会雑誌』四四ノ七）。なお氏は、古記に拠つて「園任売」としながらも、或は養老令と同文だつたかも知れぬと述べておられる。

㉖ 令集解、田令園地条の園地に対する註釈。

㉗ 坂本太郎氏『大化改新の研究』第四編、第二章。

二 田制の変化と畠の制度

周知の通り、延喜年間をさかいとして、律令制度は大きな変化を遂げる。即ち、従来は郷戸を単位として収取されていた租・庸・調・出挙等が有力農民たる負名を単位とし

た——個人を単位とした——收取にvari、同時に従来は人別に賦課されてきた調・庸・出卒等が租と同様の田積別賦課形態に変わったことが明らかにされている。^③このような変化に相応して畠の制度もまた変つていつたと考えられる。しかし、畠に関する史料は極めて少く、その変化を直接あつづけることは不可能である。従つて我々は、後の史料に拠りながら当時の変化を推測する以外に適当な方法をもたない。

賦役令水旱条によると、調は、水稲が水旱虫霜によつて不熟の場合に免除されるばかりでなく、桑麻の損じ尽した時にもまた免除されることになつており、この規定が実際に適用されていたことは、六国史中に、

大宰府言、日向薩摩兩國風雨、桑麻損尽、詔、不問寺神之戸、並免今年調庸^④、

免越前能登二國、今年調十分之七、以桑麻有損也^⑤、

の如き記載のみえることによつて明らかである。従つて、調が純粹に田率賦課に変化すれば、桑麻の栽培された畠は全く收取と關係がなくなるか、新たに直接的收取の対象としてとりあげられるに至るかのいずれかになることが予想

される。斯かる点から先ず注目されるのは、次に引く伊賀国玉滝柚工藤井有武解^⑥である。

玉滝御柚湯船村工藤井有武解 申請本寺 所政裁定事、

請被蒙 裁定、任理裁下守殿工等、芋國領被責勘不安愁之状、

右、謹案事情、前司御任住人等已済散、其後当司守御時、依御

寺仰、工等経廻、但荒畠間、僅生於芋、可進園、付使責徴、

擬為方本、代々未御柚田芋尤國領、望請不可責由御文、被令下

案度冷、^(一)所放被裁下者、仰本寺貴由、施主善面目深

恩兼事仰言上如件、仍注具事状、以解

康平元年九月卅日

藤井有武

延喜から一世紀半も後の、しかも意味のとれない部分のある解文であるが、当時において芋畠が国衙の直接的收取の対象となつていた事情は知ることが出来る。芋畠は麻畠に準じて考えてよからう。又、所領畠を注進した応徳二年の安芸国高田郡司解には、例えば、

鎌藏寺畠

宮貞四段 字千原 作人真信

桑五本

四至 東限中垣 南限林
西限中垣 北限谷

の如き記載がみられるが、桑何本という記載は桑に対する直接的収取が当時行われていたことを示すものである。^⑤ これらの例で明らかなく、調・庸等が田率賦課に転化する、桑麻の栽培された畠は収取の対象から除外されてゆくのではなく、新たに直接的収取の対象として国衙によつてとりあげられるに至るのである。斯かる変化は調・庸等の田率賦課と表裏の關係で進行し、直接的収取はやがて菜蔬類の栽培されていた菜園にまで及んだであろうと思われるが、これを明らかにする史料を欠いている。

延喜以降の変化において、以上の如き収取面における変化と共に我々が注意しなければならないのは、所有権における変化である。延喜以降において郷戸は実質的に崩壊する。郷戸に代つて収取単位として国衙に把握されたのは負名即ち一部の有力農民である。彼等は広大な公田を請作しその所当官物を納入したが、畠に対する収取が右に述べた如く行われていたとすると、その所当地子納入の責任者は彼等をおいて外に存在しなかつたと考えられる。従つて、彼等は国衙によりその畠に対する所有権を認められていたと考えてよい。ところで、延喜以降は郷戸は消滅したので

あるから、負名は田令によつて戸別に均分された延喜以前の園地や陸田をそのまま継承したのではなく、従来のある關係は一応清算され、その上で、能力に応じて負名達は畠に対する所有権をえたと考えてよからう。この新しい私権が田令園地条の適用をうけて永年のであつたか公田に準じて扱われて有期的であつたかは不明であるが、「既謂公田、何有私領、然則寛弘五年以往荒廢公田者、縦是雖稱大名之古作、可令許作小人之申請」と称して負名の請作田が没取されたことによく示されている如く、国家公権がなお強く公田に作用していた時であるから、畠にも国家公権が強く作用していたことは否めないだろう。即ち、畠に対する負名の所有権は、それが有期的であつたにせよ永年のであつたにせよ強力な国家公権下における私有権であり、延喜以前即ち令制下における私有権と本質的には異ならないものだつたと考えられるのである。

十一世紀初に至ると、田制は再び大きな変化を遂げる。それは、公田が私領として扱われるようになったことである。^⑥ このような変化に応じて畠の制度もまた変化したと考えられる。

公田の私領化は、畿内の如き先進地帯において、負名の請作田即ち名を單位に進行したが、この名の中には田地ばかりでなく畠も含まれていた。例えば、大和国の大田犬丸名は私領化されて山村氏の所領となつたが、その中には未墾地・畠・宅地が含まれていた^⑩、播磨国大掾秦為辰が承徳二年に息男為包に譲り与えた私領重次中には「畠桑原等」が含まれていた^⑪。このように名の中に畠が含まれていたことは、すでに石母田氏の指摘があり、周知のところであらう。辺境地帯においては名を單位とする私領化は比較的少く、郷または保を單位に私領化が進行したようである。もつとも、郷・保を單位に私領化が進行したといつても、郷と保・保と名は当時において混用されているから、郷・保・名の呼称は土地の広狭により適宜使いわけられたのであり、郷といふ保といふ名といつてもその間に本質的な差異があつたとは考えられず、^⑫制度史的考察においてこれらを特に区別して扱ふ必要はないと考えられる。郷を單位として私領化の進行したことが史料によりあとづけられる一例として安芸国高田郡三田郷の場合をあげうるが、先に一部を引用した応徳二年の安芸国高田郡司解には三田郷内の

先祖相伝所領畠六十八町三段百歩が注進されており、やはり畠の含まれていたことが知られるのである。

私は、十一世紀以降においてみられる公田に対する領主権と、墾田永年私財法によつて認められた治田に対する所有権は異質なものであると考えるのであるが、斯かる相違と同様の意味において、以上述べた如き畠に対する領主権と十一世紀以前に園宅地に認められていた私有権とは異質なものであると考える。そこで、この点について更に詳しく述べることにしよう。

十一世紀以降に成立した私領公田であつても、その私領化の過程で開発が条件とされていたことは墾田(治田)の場合と同一である。しかし、十一世紀以降になると、公水の使用ということが全く問題にされなくなる。即ち、三世一身法・墾田永年私財法の主旨をうけつぎ、延喜民部式は、凡私墾田用_二公水_一者、論多少_一、收為_二公田_一、但水饒無_二妨_一者、不_レ論_二年之遠近_一聽_レ為_二私田_一、と規定していたが、十一世紀以降になると、「至無色無図注者、已為公田」という式を無視した主張がなされるに至るのである。このように延喜式の規定は空文化し、公水の

觀念はなくなつたと考えられるのである。このことは、用水に対する国家的管理が全面的に消滅したことを意味しう。即ち、そこには、国家による勸農権の全面的放棄がみられるのである。^⑥ 律令制下の農民的土地所有について、私は、石母田・島田両氏の説に従つて、強力な国家公権の下における私有権であると考えてきた。ところで、斯かる強力な国家公権があらゆる土地に作用した根拠は、政府が用水の管理をはじめとする勸農権を行使していたことにあると考へてよからう。従つて、国家による勸農権の全面的放棄という事態は、国家公権の消滅を意味すると考えられる。

このことは、収公という言葉の変化に最もよく示されている。十世紀以前において、収公は私有権の否定即ち無主田となることを意味していた。しかし、十一世紀以降においては、不輪租田が輪租田に変わることを意味するにすぎなくなる。^⑦ 墾田は私水を用い、一応政府の勸農外の土地であつたが、山野及び口分田・剩田等の存在形態に規制されて、やはり国家公権の下にあつたと考えられる。墾田と同様のことが十世紀以前の畠についてもいえる。

前節で述べた如く、政府は養老三年に陸田の再配分を試

みた。即ち、陸田は収公されて一旦無主田となり、然る後に農民に班給されたのである。又、天平元年には、山城・阿波両国の陸田はことごとく収公され、水田と同様に扱われるに至つた。令制によつて園地・宅地の私有が認められていたといつても、それは場合によつて何時でも収公され、無主地に変化しうるものだったのである。即ち、強力な国家公権は畠の上にも及んでいたのである。ところが、十一世紀以降になると、畠に対する国家公権も水田の場合と同様に消滅する。従つて、国家公権の発動によつて畠が無主地とされることはなくなるのである。

「件畠陸段佰捌拾歩、依公驗明白、免除地子已了、

——在判」

大法師源幸解 申請 国裁事

請被任本公驗、免除私相所領畠（佐藤カ）段佰捌拾歩収公懇狀、

在乙訓郡羽津加志下村

四条川合里五坪一段六□歩

同里六坪四段百八十歩但七坪之、同里七坪三百歩

副進本公驗四通

右謹檢案内、件畠従前祖相伝、当初更無如此□之妨、而今年

俄号 国宣、郡司等背前例責勘、望請 国裁、任前例被免除、

弥知道理之貴、仍〔〕狀、以解、

長元二年二月廿二日

大法師源幸^⑧

右の解案にみられる如く、水田の場合と同様に取公の意味する内容は変り、十一世紀以降は、国衙が畠地子を徴取するようになることを指すにすぎなくなる。以上述べたことで明らかになつたと思うが、十一世紀初に、律令制的土地所有制度に重大な変化が生じたのであり、同じく畠の売買相伝が認められていたといつても、十一世紀初を境としてその前と後とは私有権の性格に大きな相違があり、單純に同一の私有権の継続と考えることは出来ないのである。

斯くして十一世紀以降に成立した私領畠は公畠と称されたのであるが、次にその存在形態について少し述べることにしてしよう。公畠の存在形態を示す史料としては、先ず長承三年の伊賀国矢河中村夏見公畠取帳^⑨があげられる。この帳面によると、矢河・中村・夏見にある公畠は計五十三町六段百八十歩で、その内訳は次の通りだつた。

得畠 一七町五段一八〇歩

損畠 五町一段 六〇歩

片畠 二四町 三〇〇歩

荒畠 六町九段

得畠というのは、麦が栽培されて収穫のあつた畠のことである。片畠というのは、矢河・中村・夏見各条の小計欄に得畠と記されているので、麦栽培の得畠との対比から、麦以外の作物が栽培されていた畠と考えてよい。麦栽培の得畠には段別一斗の所当加地子のかかつていたことがみえるが、片畠は得畠でありながら、斯かる加地子の記載はみられない。しかし検畠帳である以上、収取を目的に作成したものと考えられるから、片畠から地子が徴取されなかつたと考えるのは誤りであらう。麦栽培の得畠に付記されたのは加地子である。即ち表畠は余分に段別一斗の地子が徴取されていたのである。表畠は生産力の高い畠であるため二重の収取が行われたが、片畠は生産力の低い畠であるため、所当地子を納めるだけでよかつたのである。斯かる公畠は不均等な名畠に分かれていた。従つて、名主は名田ばかりでなく名畠に対する勸農をも行い、所当地子を国衙に納入する責任を有していたのである。

公畠の存在形態をよく示す史料として、いま一つ、久安元年の讚岐国善通曼茶羅寺々領注進状^⑩があげられる。両寺領

については西岡虎之助氏の詳細な研究がある。両寺領は本来多度郡及び那珂郡に分散してあり、寺家は夏秋時の檢注地子物をもつて寺用に宛てていた。ところが、久安元年に至ると、寺領田畠は両寺を中心に一円化され、一円化された所領即ち起請田の官物をもつて寺用にあてることに改められた。右の注進状はこの時に作成されたもので、新しく寺領とする地域の田種・面積・作人等を坪単位に記し集計したものである。従つて、この注進状に記されたのは、他庄の檢注状にみられる如き庄田畠の存在形態ではなく、公田畠の存在形態である。注進状には例えば次の如く記されている。

一坪七段 公田二反年荒
畠四反表之 作人知勢
十一、七段 公田四反見作小年荒四反六十歩
河成二反半 作人時光
十二、一丁 公田六反見作五反六年荒小
畠四反表之 在所正宗

右で先ず注目されるのは、一坪一作人ということであり、次いで、伊賀国における如く名に編成されていないということである。これが何故であるかを明確に示す史料はないが、次の如く考えてよいのではあるまいか。即ち、ここでは安芸国と同様に公田畠の私領化が郷を単位に進み、郷司が私領主として作人に土地を宛行つていた。従つて、坪を

単位とする古い土地宛行の方法がなおとられており、名田畠は存在しなかつたと。檢注状の畠作物は麦に限られるが、これは檢注の時期が十二月だつたことに關係がある、とみてよからう。

以上で述べた如く、延喜以降において畠の制度は大きく變つたが、十一世紀以降において国家公権が消滅し、田地と共に畠に対する勸農権が私領主の手中に歸したことは、封建制成立過程の研究において留意しなくてはならぬ点であらう。

① この変化をはじめて制度史的に明確に示したのは、戸田芳実氏「國衛領の名と在家について」〔『中世社会の基本構造』所収〕である。その後、私も「公田について」〔『史林』四三ノ四〕においてこの点に少し触れた。参照されたい。

② この変化は普通「人から土地へ」と表現され、石母田氏等によつて律令制より封建制への転化の重要な指標とされてきたことは、周知のところである。斯かる「人から土地へ」の変化はすでに九世紀初の公営田経営にみられる（赤松俊秀氏「公営田を通じて観たる初期庄园制の構造に就いて」『歴史学研究』七ノ五）が、本格化するのは九世紀末から十世紀後半にかけてである。先ず九世紀末に出拳が田率賦課となり、調・庸の田率賦課はずつとおくれたようである。出拳については比較的史料が多いため、田率賦課への移行の過程が詳細にあとづけられてい

る(村尾次郎氏「官稻分班の基準」『芸林』九ノ三、『律令財政史の研究』所収)が、調・庸については史料がほとんどないため、十世紀後半にはすでに田率賦課に移行していたことが知られるだけである。

③ 続日本紀卷二十三、宝亀六年十一月^七丁酉条。

④ 日本後紀卷十二、延暦二十三年十月^{廿七}戊辰条。

⑤ 平安遺文、九〇五号文書。

⑥ 平安遺文一二三〇号文書。

⑦ 桑より地子が直接收取されていたことをより明確に示す史料として、時代はやや下るが、久寿三年及び保元四年の豊後国由原宮師院清解がある(平安遺文、二八三八、二九七四両号文書)。これには次の如く記されている。

右、謹檢旧儀、放生会之幅額料并宮師之法服料者、当宮御領内以小原之桑被宛下事、往古例也、雖然先年之比、依為便宜、以由原之内、桑幅額料廿本、法服料廿本配布畢、

庄園の例であるが、国衛の免除があつてはじめて斯かる收取を行いたと考えられるから、間接的にはあるが国衛による收取を知りうるのである。

⑧ 寛弘九年正月二十二日付和泉国符案(平安遺文、四五七号文書)。

⑨ 拙稿「公田変質の一考察」(『歴史評論』一〇六)及び「公田について」(『史林』四三ノ四)参照。

⑩ 拙稿「平安末期の畿内の『領主』について」(『説史会創立五十年記念』『国史論集』所収)参照。

⑪ 大和国小東庄内山村吉則紛失状(平安遺文、一四六〇号文書)、

大和国山村吉則処分状案(平安遺文、一四九四号文書)。

⑫ 承徳二年二月十日付奏為辰讓状(平安遺文、一三八九号文書)。

⑬ 石母田正氏「中世的土地所有権の成立について」(『古代末期政治史序説上』所収)。

⑭ 備後国大田庄領となつた戸張保は、仁安三年の同国留守所下文(平安遺文、三四八〇号文書)においては戸張郷と称せられている。康和四年の丹波国司下文(平安遺文、一四九五号文書)には「於米光保者、所申請別名也」とみて保が名とされているし、播磨国大掾奏為辰讓状(平安遺文、一三八九号文書)によると彼の私領久富保は重次名とも称されていたように思われる。

右の如き混用がみられるからといって、私は、保が郷より分割され、名が郷・保より分割されて生じたものであることを否定するのではない。ただ、分割後において国衛より郷・保・名はすべて対等に扱われていたと考えるのである。

⑮ 三田郷は周知の通り藤原氏によつて相伝されてゆく。松岡久人氏はこれを郷司職の相伝であつたとされたが(『百姓名の成立とその性格』、竹内理三氏編『日本封建制成立の研究』所収)、私は所領として相伝されたものであると考える。何故ならば、郷司職については讓状に対する国判とは別に補任状が国衛より出されているからである。(平安遺文、一〇三一号文書と一〇八四号文書を参照されたい。)

⑯ 長和二年十一月九日付弘福寺牒に対して加えられた国司免判(平安遺文、四六八号文書)。

無色無圖と註した土地即ち田園に今迄明確に記載されないできた土地は未開の荒地であり、公水さえ用いず開墾すれば当然

私田とされるべきである。それを公田であるとするのは延喜式の規定を無視したものとよからう。

① 律令制下において山川藪沢の利は公私これを共にすることになつては、十一世紀をさかいとしてこれが私領の中に入り入れられてゆく（島田次郎氏「私領の形成と鎌倉幕府法」『史学雑誌』六七ノ一〇）。斯かる点にも政府の勸農権の放棄がよく示されている。

② 拙稿「公田について」（『史林』、四三ノ四）参照。なお、十一世紀以降の取公に代る言葉として没官がある。しかし、取公田と没官田はその存在形態が異なる。取公田は無主であるが没官田は有主である。没官田が有主であることは、次の事例に照して明らかである。

庶人伴善男没官墾田陸田山林庄家稻塩塩釜等在諸国、皆宛造京城道橋料、（三代実録、貞観十七年十二月十五日条）

没官田は売却されたようであるが、これは取公田の如き無主田では考えられぬことである。没官田の斯かる性格は十一世紀以降も変らなかつたと考えてよからう。

③ 平安遺文、五一〇号文書。

④ 平安遺文、二三〇三号文書。

⑤ 平安遺文、二五六九号文書。

⑥ 西岡虎之助氏「土地庄园化の過程における国免地の性能」『庄园史の研究下巻一』所収。

三 庄园と畠の制度

律令制下においては、官寺はもとより定額寺とされたものに対しては国家より灯分稻・寺田畠・寺封等が与えられ、寺院経済が維持出来るように保障されていた。^⑦

凡諸国定額寺堂塔、及雑舎、及仏経論等、毎寺立可修理之程、附朝集使言上、其料宛寺家田園地子、若或寺元米无田園、具勘録支度帳言上、国司講師不加檢校、猶致破壊者、科違勅罪、三割増徴改、租者亦准此

右は、貞観交替式にみえる嘉祥二年閏十二月五日付太政官符に拠つて定められた延喜交替式の中の一ヶ条であるが、田園地子を寺用に宛てるべきことを定めている。寺田の租は周知の如く寺家へ納入されたのであり、寺田は事実上不輪租だつた。寺家園地即ち寺畠も寺田の如く不輪でなければ、交替式の規定の如くその地子を寺用に宛てることは不可能である。従つて、寺領の陸田は不輪地子とするという規定は見当たらないが、陸田制度は寺畠には適用されず、国衙による地子徴取は行われなかつたと考えてよい。大同元年に政府は「如聞、王臣勢家不願本願而追放擅越改替綱

維、田園任意、或売或耕」と述べ、斯かる行為を禁止しているが、それが行われたのは、田地ばかりでなく、島も不輪とされていたからであろう。承和十一年に阿波国衙は、誤つて口分田として百姓に班給された東大寺領新嶋庄の園圃の一部を、来年になつたら班ち改めるからその後、地子を徴取するように、と東大寺に申入れている。寺島から寺家が地子を徴取していた早期の具体例としては、この外に讃岐国山田郡内の弘福寺領島があげられる。このように寺島は不輪とされ、寺家は島より地子を徴取していたのである。

不輪とされたのは寺島ばかりではなかつた。六国史中には、次の如き賜島記事がみえる。

- ①山城国紀伊郡陸田二町賜_二典侍從四位上和氣朝臣広忠、_④
- ②山城国乙訓郡白田六町賜_二甘南備内親王、_④
- ③山城国相楽郡白田十三町賜_二葛井親王、_④
- ④河内国交野郡白田二町賜_二仲野親王、_④
- ⑤山城国乙訓郡白田一町賜_二從四位下百濟王教法、_④
- ⑥大和国添下郡白田一町賜_二從五位下三國真人氏人、_④
- ⑦山城国乙訓郡陸田一町九段賜_二春日内親王、_④
- ⑧山城国綴喜郡乘陸田二町、河内国荒院田卅三町、賜_二時子内

親王、_④

①山城国相楽郡乘陸田三町賜_二橘朝臣清子、_④

②山城国宇治郡白田一町五段賜_二大中臣朝臣東子、_④

勅旨田は延喜式によると不輪租田だつた。勅旨島が不輪であるとの規定はどこにもみえないが、④の如く陸田_二島と荒廢田_一公田が同時に勅旨によつて与えられているところをみると、勅旨田と同様に勅旨島も不輪だつたと考えざるをえないのである。延喜式は神田・寺田・布薩戒本田・放生田・勅旨田・公麻田・御巫田・采女田・射田・健兒田・学校田・諸衛射田・左右馬寮田・飼戸田・調急田・勸学田・典樂寮田・節婦田・易田・職写戸田・脊力婦女田・俣独田・船瀬功德田・造船瀬料田を不輪租田としてあげている。寺島・勅旨島が不輪とされていることから考えて、若しこれら諸田中に島が含まれた場合、その島は不輪とされていたと考へてよいように思われる。但し、これらの中で、寺田と勅旨田を除けば、島の存在したことが知られるのは左右馬寮田だけである。_④

養老三年以降、雑穀類を栽培した島即ち陸田は地子徴取の対象となるが、右にみた如く地子免除の特権を有するも

のもあつたのである。この特権は十一世紀以降も引き続き存続し、庄園内の田地が不輸とされたのと同じ経過をたどり、庄園内の畠は一切不輸として扱われるに至つたと考えられる。^⑧庄園領主は国衙に代つて庄園より地子を徴取した。従つて、その収取形態・収取量等は公畠の場合と特に變つた点はなかつたと考えられる。

庄園の存在形態については、庄園の個別的の研究においてすでに多く言及されており、今更ここで記すまでもないが、公畠との比較のため、史料の比較的よくととのつた大和國東大寺領櫛庄^⑨について少し述べることによつて、櫛庄は初期庄園の系譜をひく庄園である。畠に關しては、保延五年檢畠帳^⑩・永暦元年夏檢畠帳^⑪及び保延三年檢田帳^⑫等の史料が残つており、それらを比較検討することによつて、次の如きことがわかる。櫛庄の畠は二種に大別されていた。一つは条里坪内の畠であり、いま一つは外畠と称されるものである。外畠は、その名称から、裏山々麓にあつたと思われる庄在家に付屬した菜園の如きものと考えてよさそうである。永暦元年の夏畠檢注の対象となつたのは、条里坪内の畠だけだつた。夏畠の檢注であるから、これは麦作に對す

るものと考えてよい。檢注の結果、作畠には段別一斗の地子が課せられた。保延五年の檢畠帳は、秋畠に對する檢注結果を記したものである。秋の檢注では、条里坪内の畠ばかりでなく、外畠もその対象とされた。この檢畠帳には地子についての記載がない。しかし、檢注を行つた以上、地子を徴取したに違いない。従つて、条里坪内の畠は、夏と秋の二度にわたつて地子が徴取されたのである。このように麦の栽培された畠に對して二度の収取が行われ、しかも麦の地子量が段別一斗である点は、先に考察した伊賀國の公畠の場合と全く一致する。

公畠と庄園の同一性は右によつて証されたと思うが、畠作物は多様であり、しかも畠地の生産力には著しい高低があつたと考えられるから、櫛庄と伊賀國公畠の例をもつてすべてを律することは出来ない。輪作の可能な畠は二度の収取が行われたらうが、それが不可能なところでは、たとえ麦が栽培されたとしても一度しか地子は収取されなかつただらう。いま、右に述べた以外で、平安時代の地子量の判明するものを列挙すると、次の如くである。

永承三年
大和國大田犬丸名内造畠^⑬ 段別三斗

康平五年 大和国広瀬庄々島^⑫
延久四年 讃岐国善通寺領麦島^⑬

同右 大豆島

承保二年 招提寺因幡国御庄島^⑭

承保二年 大和国法隆寺領家地島^⑮

大治五年 伊勢神宮領相馬御厨島^⑯

保延元年 伊勢神宮領寛御厨島^⑰

平治元年 播磨国片岡御庄夏島^⑱

承安四年 紀伊国直川保松門別名島^⑲

治承元年 山城国長福寺領野島^⑳

同右 吉島

欠年 某寺領山城国大豆島^㉑

同右 (麦島カ)

段別一斗

段別一斗三升

段別 七升

段別一斗五升

段別 五升

段別 五升

段別二斗

段別 七升五合
(一斗五升カ)

段別二斗

段別 五升

段別一斗

段別一斗

段別一斗五升

右に明らかな如く、地子量には著しい多寡があり、同一所領においても相違がみられる。しかし、著しい高斗代或は低斗代を示しているものには、それ相応の理由が認められる。大和国大田犬丸名内造島が段別三斗という高斗代を示しているのは、田地を畠に転用した結果であろう。紀伊国直川保松門別名島は段別二斗と斗代が少し高くなっている

が、これは畠に対する一切の雑役が免除されていたからである。一方、五升という低斗代を示しているのは、家地島・野島といった生産力の低いことが想像される畠か、相馬厨のような辺境の寄進島である。斯かる特例を除けば、普通の麦島で大体一斗乃至一斗五升の地子が徴取されていたと考えてよいようである。

庄島には、斯かる地子の外に、雑役のかかる場合があつた。庄島に対する雑役賦課は、国衙の畠全体に対する臨時雑役賦課とその免除によつて生じたものと考えられる。

紀伊郡司解 申請権大納言殿御告書事

老紙被載可早免除石原御領田島雜公事状

右件御領、以先年注荒熟立券言上已了、但於立券之内田島作人等、不可切充方、臨時雑役并諸宮御菜右馬寮御馬禱之由、依仰、早令停止畢、仍注事状、以解、

長元七年八月二日

刀禰左督長調任
郡司上勝(花押)

右は、畠に対する臨時雑役賦課及びその免除の初見史料である。次いで長久四年には、山城国長岡庄の田島臨時雑役の免除されているのがみられる。斯かる免除の後、庄園領主が免除分の雑役を国衙に代つて收取するに至るのは当然

であらう。

下 物集北御庄内沓懸村住人永敏所

可早領知死亡人是光古作島事

右件島、令領知、於御地子者無懈怠可令勤仕云、又処役次第公事不可緩怠之旨、所令言上也者、依公益早所宛行如件、村住人等宜承知、依件用之、以下、

保元二年九月廿三日

在判

右の史料で明らかかなように、平安末期には、庄島を宛行われれば、地子と共に必ず公事（雑役）をも負担しなければならぬようになるのである。

島に対する収取は、従来示されてきた見解によると、十・十一世紀頃より先ず庄園領主によつて行われ、次いで国衙によつても行われるようになるという^②。このような見解の誤りであることは、私が今迄述べてきたことで充分明らかになつたと思うが、なお念のため、従来の主張の根拠となつた史料を検討してその誤りを指摘しておきたいと思う。十世紀以前に国衙が島よりの収取を行つていなかったとして引用される史料は、次の三つである。

①備案事情、件□田云島、俱是本寺所領也、然至于島者、国家不

令知之、至于田者、取公及全分、□国家不令知作島、本寺不知作島、以誰為領主、以誰作人、^③

②是当任国司初任以後、件庄忝成別保、不令本主、謂其所為全無理致、官物租稅之外何妨領主之進□哉、何況至于島桑亭等者、宰吏專非勘納之色、然而清家朝臣任意推奪、狼籍為宗、^④

③爰自往古国郡裁定云、縱雖庄負田、若公民買得者、可為庄領、縱雖公領、若庄民買者、可庄負田云云、而於島者、元更非国司之沙汰、於田者、又便補寺家之封戸、加之、免除雜事、即古今不易之例也、然則家地田島不并地子官物、（中略）云治開云相伝、皆是本寺之領也、其中当国之例、於島者、更非国司所知、於田者、雖寺領依公地、以官物便補寺家御封之殘、并国庫也、

そこで、この一々について検討を加えることにしよう。先ず①からはじめよう。これは、元興寺領近江国愛智庄の島について述べた庄司解文の一部である。この中の「然至于島者、国家不令知之」だけをとりだしてみると、国衙は島から一切所当を収取しなかつたようである。しかし、これは寺領島について述べたものである。寺領島はもとと不輸であり、国衙の関知するところではなかつたから、これをもつて国衙による島の収取が全く行われていなかった証拠とすることは出来ないのである。次に移ろう。②は、

伊賀国矢川中村条に関する領主藤原保房の奏状の一部である。この地は保房の相伝私領であり、保房は庄号を称し不輪の地であると主張したが、国衙は公田畠であるとしてこれを認めようとしなかつたところである。又、この地は東大寺領黒田庄の作出地でもあつた。^①伊賀国黒田庄作出田に関する東大寺と国衙の相論に対して出された明法博士勘文に引かれた東大寺解状の一部である。^②も^③も黒田庄作出地について述べたものであるから、一緒に検討することにしよう。^④の「至于畠桑苧等者、宰吏専非勘納之色」や^⑤の「当国之例、於畠者、更非国司所知」の部分だけをとり出してみると、伊賀国の国衙は全く畠に関係していなかつたように思われる。しかし、これらは黒田庄作出地について述べた文中の一節であることを忘れてはならない。即ち、「縦雖庄負田、若公民買得、可為庄領、縦雖公領、若庄民買伝者、^(得之)可庄負田云云」の原則が畠にも適用された結果、本来の公畠は東大寺領畠とされ、従つて国衙による収取は全く行われなかつたのである。右の如くであるから、この黒田庄作出畠の例を引いて、国衙による畠の収取が全く行われていなかつたということは出来ないのである。

^⑥にみえる如く、保房の所領を庄園と見做さなかつた清家朝臣は、この畠桑苧等にも所当地子物等かけたが、これは公畠として扱つたにすぎないのであり、この頃から国衙が畠に対する収取をはじめたことを示すのでは決してない。これで、庄畠・公畠を問わず、畠より地子が徴取されるに至るのは十・十一世紀以降であるとする説が何の根拠もなく、成立し難いものであることが一層はつきりしたと思ふ。

① 石村喜英氏「定額寺の性質とその始源について」(『日本歴史』一六四号)参照。

② 大同元年八月二十二日付太政官符(類聚三代格卷三、定額寺事)。

③ 承和十一年十月十一日付阿波国牒(平安遺文、七五号文書)。

④ 天平七年弘福寺領讚岐国山田郡田地園(大日本古文書卷之七、四四〇五〇頁)。これによると、弘福寺は段別平均二斗五升の地子を畠より徴取している。この量は養老三三年の段別粟三升に比べると著しく高率で、平安末期の地子率(夏秋地子を併せての)に相当する。このような高率の地子を見ると、国衙の地子率もその後改変されたのではないかと考えられるが、これを物語る史料がないため明らかでない。それはともかくとして、弘福寺領の場合、地子率に段別三斗六升から一斗五升までの差がみられるところからすると、国衙の地子率とは無関係に、田地

の生産力との対比において寺家が独自に地子率を決定したと考
えてよいようである。

- ⑤ 日本後紀、延暦十五年九月丙申条。^八
- ⑥ 日本後紀、延暦二十三年十一月戊子条。^{十七}
- ⑦ 日本後紀、延暦二十四年八月丁酉朔条。^{二十}
- ⑧ 日本後記、延暦二十四年十二月乙卯条。^{廿九}
- ⑨ 日本後紀、弘仁二年正月甲子条。^{廿一}
- ⑩ 日本後紀、弘仁二年十一月壬子条。^{廿一}
- ⑪ 日本後紀、弘仁三年三月己卯条。^二
- ⑫ 統日本後紀、承和三年十一月丁卯条。^{十七}
- ⑬ 統日本後紀、承和八年十一月癸丑条。^{廿七}
- ⑭ 統日本後記、承和十年十二月辛己条。^{廿七}
- ⑮ 延喜式卷二十六、主税上。
- ⑯ 大同三年十月十三日付勅によつて、左馬寮は水田二四七町五
段三二四歩・陸田一七町一段一八〇歩、右馬寮は水田二四五町
五段三二四歩・陸田一七町一段一八〇歩を宛てられているのが
みられる(類聚三代格卷十五、諸司田事)。
- ⑰ 庄園不輸性の源について、竹内理三氏は藤間生大氏等の奴隸
労働力説を批判し、寺田・勅旨田等が不輸とされていたことに
あるとされた(『庄園不輸性の根源』『律令制と貴族政權』第一
部所収)。私は官省符庄の場合は竹内氏の説の通りであると考
えるが、国免庄の場合については、律令制下において認められ
ていた国司の権限の中にその根源を求めるときではないかと思
つている。なお、庄田が不輸とされていつた過程については、

別稿「公田について」(『史林』四三ノ四)の中で触れたので參
照されたい。

⑮ 標庄については私は別稿「東大寺領標庄について」(『ヒストリ
ア』三〇及び三二号)で詳細に述べた。従つて、畠以外のこと
はそれを参照されたい。

- ⑩ 平安遺文、二四〇九号文書。
- ⑪ 平安遺文、三〇九七号文書。
- ⑫ 平安遺文、二三七四号文書。
- ⑬ 平安遺文、六七四号文書。
- ⑭ 平安遺文、九八二号文書。
- ⑮ 平安遺文、一〇七六号文書。
- ⑯ 平安遺文、一一〇七号文書。
- ⑰ 平安遺文、一一二二号文書。
- ⑱ 平安遺文、二一六七号文書。
- ⑲ 平安遺文、二二二三号文書。
- ⑳ 平安遺文、三〇一六号文書。
- ㉑ 平安遺文、三六七〇号文書。
- ㉒ 平安遺文、三八一七号文書。
- ㉓ 平安遺文、四五五九号文書。
- ㉔ 平安遺文、五二一号文書。
- ㉕ 山城国乙訓郡司解(平安遺文、六一二二号文書)。
- ㉖ 平安遺文、二九〇三号文書。
- ㉗ このような見解は、永原慶二氏「在家の歴史的性格とその進
化」(『日本封建制成立過程の研究』所収)や河音能平氏「日本

封建国家の成立をめぐる二つの階級(一)〔日本史研究一六〇号〕に明確な形で出されているが、まだその反論をみていない。

③⑦ 康平三年四月二十一日付近江国愛智庄司等解(平安遺文、九五四号文書)。

③⑧ 永保三年十二月二十九日付伊賀国司解所引藤原保房奏状(平安遺文、一二〇五号文書)。

③⑨ 大治四年十二月三日付明法家勘文(平安遺文二二四七号文書)。

④⑩ 応徳三年三月、東大寺は黒田庄下司住人等に対して領主保房に随つて所墾の加地子を弁済するよう命じている(平安遺文、一二四七号文書)。又、寛治四年には、やはり保房の所墾に従つて材木を造進することを命じている(平安遺文、一二九〇号文書)。斯かる東大寺と保房の関係が生じたのは、保房の所領が黒田庄の出作田だったからである。

む す び

以上、奈良・平安両時代の畠制度を一貫してとらえることによつて、従来の諸研究で見逃されていた諸点を明らかにしてきたが、最後に、今迄に述べたことを要約してむすびとしよう。

周知の通り、律令制の崩壊はすでに奈良時代中頃にはかなり顕著となり、班田収授法も規定通りの実施が困難となつてくる。このための政府の対策として、従来は墾田政策

が指摘されるだけだった。しかし、政府は同時に陸田政策も実施したのである。即ち、政府は雑穀の栽培を奨励しこれを義務づけると共に、雑穀の栽培された畠を特に陸田として園地から区別して扱い、養老三年以降はこれから地子を徴取するに至るのである。そのねらいは、墾田の場合と同様、水田の不足を補うこと、班田農民の分解を阻止すること、律令財政の窮乏を幾分でも緩和すること等にあつた。当時は律令制の崩れつつあつた時だから、その峻正な実施は当初より困難だつたが、ともかく、陸田制度はそのまま平安時代に引き継がれていつたのである。

平安中期になると、畠の制度は大きな変化を遂げる。先ず、延喜以降になると、従来は地子徴取の対象とされていなかった陸田以外の園地からも地子が徴取されるようになる。これは、それまで人別に賦課されていた調庸等が田積別に賦課されるようになり、園地と調庸等の関係が断ち切られたことに関係して生じた変化である。次いで、十一世紀初になると、前とは比較にならない重大な変化が生ずる。それは、私有権における変化——国家公権の消滅——である。畠に対する私有権は令制で認められていたが、それは

石母田氏等の主張にみられる如く、強大な国家公権下において認められた私有権だつた。ところが、十一世紀以降における私領畠では、斯かる国家公権の作用はみられないのである。従つて、十一世紀以降における私領畠の所有権は、令制下で認められていた園地の私有権がそのまま継承されたものであるとは考えられないのである。

右に述べた如き畠の制度は、すべての畠に適用されたのではなかつた。寺畠・勅旨畠・左右馬寮畠等は不輸とされ、地子を徴取されることはなかつた。この特権は十一世紀以降も引き続き存続し、庄園内の田地が不輸とされたのと同じ経過をたどり、庄園内の畠はすべて不輸とされるに至るのである。庄園領主は、国衙と同様に、庄園内の畠から地子を徴取し、又、畠に対する国衙の雑役賦課を排除して、

畠公事をも徴取した。

本稿の論旨を要約すると、おおよそ以上の如くであるが、畠の制度的側面を示す史料は極めて少く、そのため、論証の不充分な点、或は推測にわたつた部分もある。しかし、史料が限定される以上、これは致し方ないことであろう。私の不勉強により考察の不充分な点については、忌憚のない御批判をいただきたいと思つてゐる。

〔付記〕

本稿の一部は「陸田制度について」と題して昭和三十七年度読史会春季大会で発表したものである。その際好意ある御意見を色々とお聞かせいただいたし、別に岸俊男助教授よりは史料について一・二の御教示を得た。ここに記して感謝の意を表したい。

Field System in the *Nara* 奈良 and *Heian* 平安 Era

by
Yasuo Izumiya

This article treats the institutional transition of field from the *Nara* 奈良 to the *Heian* 平安 era. According to the former opinion on the field, the direct collection of field is said to begin at the tenth or eleventh century. But it is wrong. In land field, or the field where corn was cultivated, the rent had already been collected from 719 (or the 3rd year of *Yôrô* 養老). Since the tenth century, the rent became collected from other kind of field. Change of the right of private property to field was not pointed by the former studies, but this article offers the important change in it. The right of private property of field under the *Ritsuryô* 律令 system was authorized under the great and powerful state authority but this state authority disappeared since the eleventh century. Though in this article the sphere of research is limited to the institutional side, we cannot discuss the formation of feudal land hold in our country without this side.

The *Ryukoku* University Collection of Chinese Documents from the Western Regions and the Equal Field System of the *T'ang* 唐 Dynasty

by
Lien-sheng Yang

This is the text of a lecture delivered at *Ryukoku* University on July 6, 1962. In the lecture, attention is called to the great importance of these documents and gratitude is expressed to the group of Japanese scholars who have been working industriously to arrange, study, and publish them. The documents indicate clearly that the Equal Field (*Chün T'ien* 均田) system was carried out to a certain extent even in the remote frontier area of *Turfan* when it was under *T'ang* jurisdiction. The Western Regions had a mixed culture, a fact that can be illustrated by the circulation